

小山スポーツ広場に係る損害賠償等請求事件の和解について

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

小山スポーツ広場に係る損害賠償等請求事件の和解について

下記のとおり和解をする。

記

1 訴訟当事者

1 審原告 町田市森野二丁目2番22号
町田市
代表者市長 石坂 丈一

1 審被告

1 審被告

2 和解の内容

(1) 1 審原告町田市は、1 審被告 に対し、土地使用貸借契約に基づく原状回復義務の履行に代えて、2, 350万円を支払う。

(2) 1 審被告 は、1 審原告町田市に対し、土地使用貸借契約に基づく原状回復義務を免除する。

(3) 1 審原告町田市は、1 審被告 に対し、遅くとも令和3年3月31日までに、次の工事を行うことを約束する。

ア 適切な防球ネットを設置する。

イ 別紙図面記載の斜線部分について、農道として使用できるよう復元する。

ウ 別紙図面記載のライト1の向きを変更し、ライト2を撤去する。

3 事件の概要

小山スポーツ広場の地権者の一人である 〇〇から土地返還要求により、〇〇との土地使用貸借契約の終了に基づく原状回復義務を履行するため、町田市は、2013年4月8日に小山スポーツ広場用地改修工事請負契約を請負業者と締結し工事を開始した。

しかし、〇〇とその子である 〇〇（以下あわせて「〇〇ら」という。）から施工方法等に関する過剰な要求を受け、工事は中断した。その後も 〇〇らとの協議を続けたが、最終的に市は、工事継続の見込みはないと判断し、請負業者との協議により契約解除に至った。

契約解除に伴い、町田市は、請負業者に対して工事の準備等に要した費用を損害として賠償することになった。町田市が支払った損害賠償金相当額1,071万円の賠償について、町田市は、契約解除の原因者である 〇〇らに対して、2014年8月28日に損害賠償等を求めて提訴した。

一方、〇〇は、町田市に対して、自身が主張する内容の原状回復工事を求めて、2015年10月27日に原状回復反訴請求を提訴した。

東京地方裁判所立川支部にて審議が進められたが折り合いがつかず、2019年1月24日に「〇〇らは町田市に1,071万円を支払え」「町田市は2013年4月8日に請負業者と契約締結したとおりの改修工事をせよ」との判決が出された。

双方とも控訴し、東京高等裁判所にて審議が進められたが、裁判所から和解勧告があり、2019年8月9日付けで前記のとおり和解案が提示されたため、これに従って和解による解決を図る。

なお、町田市が 〇〇らに対して支払うことになる2,350万円は、〇〇ら所有地の原状回復工事費用から、〇〇らの市に対する損害賠償額である1,071万円を差し引いたものである。

(別紙)

